

自立支援型地域ケア会議における傍聴に関する基準

1 傍聴の対象

個人情報を取り扱う会議であるため、一般公開はせず、原則非公開とする。

ただし、ケアマネジメント支援の質の向上や、介護保険における理念の普及等を目的として、次の者については、傍聴することができるものとする。

- (1) 本市の被保険者に対し、現在給付実績のある介護保険事業所の職員
- (2) 本市の被保険者に対し、現在給付実績のある医療機関の職員
- (3) 保健医療、福祉分野を修学している学生
- (4) その他主宰者が認める者

2 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議開催の7日前までに、別紙「傍聴申込書」を提出する。
- (2) 傍聴人の定員は10名とし、受付は先着順とする。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、会議の内容について意見、要望、質問等はできない。
- (2) 傍聴人は、退室の際に資料を返却すること。
- (3) 傍聴人は、会議の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為を行なってはならない。
- (4) 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行なってはならない。
- (5) 会議中の入室、退室等は静かに行ない、携帯電話等での通話は禁止する。
- (6) その他、傍聴人は、会議の支障となる行為を行なってはならない。